

# UBITEQ クラウドサービス利用規約

## 第一章 総則

### 第1条（規約の適用）

株式会社ユビテック（以下、「当社」といいます。）は、本 UBITEQ クラウドサービス利用規約（以下、「本規約」といいます。）を定め、関連する法令・法規及び本規約に従い、UBITEQ クラウドサービス（ソフトウェアの機能をネットワーク経由で提供するサービスであって別紙 1「クラウドサービス 提供サービス」に定めるもの。以下、「個別サービス」といいます。）を総称したサービス（以下、「本サービス」といいます。）を提供します。

2. 当社は、本サービスのうち該当する個別サービスのサービス利用契約（以下、「利用契約」といいます。）を締結した者（以下、「契約者」といいます。）に対し、対象となる個別サービスを提供します。

3. 特定の個別サービスには、本規約記載の条件に加えて特則が適用されることがあります。特則は、当該特定の個別サービスのみ適用されるものであり、他の個別サービスには適用されません。特則の内容は、本規約と一体として適用されるものであり、特則と本規約に相違のある場合には、特則が優先して適用されるものとします。

### 第2条（規約の変更）

当社は、本規約を変更することがあります。この場合、契約条件は、変更後の規約によります。

2. 前項の場合、当社は、事前に当該変更により影響を受ける契約者に、当社が定める方法にて通知又は公表します。通知又は公表時より本規約は変更されるものとします。

### 第3条（用語の定義）

本規約で用いる用語の定義は、以下のとおりとします。

- (1) 「申込者」とは、利用契約の締結を希望する法人をいいます。
- (2) 「利用者」とは、契約者の下で個別サービスを利用する者をいいます。
- (3) 「利用開始日」とは、当社が発行するサービス開始通知書に記載する個別サービスの開始日をいいます。
- (4) 「利用申込書」とは、契約者が当社に差入れる個別サービスの申込書であって、利用者数などの必要事項を記載するものとします。

## 第二章 契約

### 第4条（契約の成立）

申込者は、個別サービスの提供を希望する場合、本規約に同意の上、当社所定の利用申込書を提出して申し込むものとし、当社がこれに対し承諾の通知を行ったときに利用契約が成立するものとします。

2. 当社は、次にあげる事項に該当する場合、前項に関わらず申込者の申し込みを承諾しないことができるものとします。

- (1) 前項の申込者が提出する利用申込書に不備がある場合

(2) 利用申込書を提出した申込者に本サービスを提供すると、当社に業務上若しくは技術上の問題が生じる場合又は生じる恐れがある場合

(3) このほか、当社が不相当と判断した場合

3. 当社は、個別サービスの利用契約が成立した場合、別紙 2「本サービスの提供条件」記載の条件で、個別サービスを提供するものとします。

#### **第 5 条（最低利用期間、及び契約期間）**

個別サービス毎の最低利用期間及び初回契約期間は利用開始日から 1 年間とします。

2. 契約者が、最低利用期間 1 年に満たないで解約する場合は本サービスの月額料金に残月数（当該解除月は切り捨てとする。）を乗じた額を当社に支払うものとします。

3. 本サービスは、契約期間満了の 1 ヶ月前までに、契約者からの書面による終了の意思表示がなされない場合、本サービスは同一条件で 1 ヶ月間契約更新されるものとし、以降も同様とします。

4. 契約時に特別料金が適用される場合、利用契約に特段の定めがなければ更新時に特別料金の適用は自動的に終了し、通常料金に移行するものとします。

#### **第 6 条（支払方法）**

契約者は、利用契約に基づく利用料金、付随して発生する各費用及びこれにかかる消費税等相当額（以下、総称して「利用料金等」といいます。）を当社が発行する請求書記載の方法により、同請求書記載の支払期日までに支払うものとします。なお、支払に関する手数料は契約者の負担とします。

#### **第 7 条（支払遅延損害金）**

契約者は、利用料金等を請求書に指定する支払期日までに支払わない場合は、支払期日の翌日から起算して支払の日までの期間について、未払額に対し年 14.6%の割合で計算した額を遅延損害金として当社に支払うものとします。

2. 契約者が利用料金等の支払義務履行を遅延した場合、その他当社と締結済の一切の契約について、サービスの提供を停止する場合があります。

#### **第 8 条（利用料金等の払戻）**

契約者が本サービスを利用する目的で支払った利用料金等は、当社は、当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、理由の如何にかかわらず払い戻しを行わないものとします。

#### **第 9 条（契約事項変更の届出）**

契約者は、第 4 条（契約の成立）の定めに従って提出する利用申込書の記載内容に変更が生じた場合、当社所定の変更申込書によって、その旨を速やかに当社に届け出るものとします。なお、変更の届出があった場合、当社は、その変更の事実を証明する書類等を要求することがあります。

#### **第 10 条（権利義務の譲渡禁止）**

当社及び契約者は、相手方の書面による事前の承諾を得ることなく、本規約によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡又は賃貸してはならないものとします。

### 第 11 条（利用制限）

当社は、天災及び事変などの非常事態が発生した場合又は発生する恐れがある場合、災害の予防又は救援、交通、通信又は電力の供給の確保若しくは秩序の維持に必要な事項に係る通信等、公共の利益のために本サービスの利用を制限する措置をとることができるものとします。

### 第 12 条（本サービスの停止）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。なお、この場合、利用料金等の減額・払い戻し等はいりません。

- (1) 本サービスを提供する当社システムの保守を行なうとき
- (2) 電気通信事業者の都合により本サービスを提供するために必要となる電気通信回線の使用が不能なとき
- (3) 天災地変、その他の非常事態が生じたとき、又は生じるおそれがあるとき

2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を停止するときは、あらかじめその旨と本件サービス提供停止の予定時間を契約者に通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

### 第 13 条（本サービスの廃止）

当社は、本サービスの全部又は一部を廃止することがあります。

2. 当社は、前項の規定により本サービスの全部又は一部を廃止するときは、契約者に対し、廃止する日の 3 ヶ月前までにその旨を通知するものとします。

3. 当社は、契約者との契約期間内に第 1 項の規定により本サービスの全部又は一部を廃止する場合、契約者に対する本サービス廃止後の利用料金等の請求は行わないものとします。ただし、契約者が既に支払った利用料金等については、第 8 条（利用料金等の払戻）に準ずるものとします。

### 第 14 条（契約の解約・解除）

契約者が利用契約を解約しようとするときは、当社所定の解約申込書を差し入れるものとし、当社は、当該解約申込みを受け付けた月の翌月末をもって、利用契約は終了するものとします。

2. 当社は、契約者が次の各号の一に該当した場合、何らの催告なく利用契約を解除することができるものとします。

- (1) 本規約に基づく料金の支払いを 2 度以上遅滞したとき
- (2) 自己の振出、裏書若しくは引き受けた手形又は小切手が不渡りになったとき
- (3) 破産、民事再生手続き、会社更生等の申立があったとき、あるいは第三者により差押、仮差押、仮処分、競売等を受けたとき、その他債務の履行が困難であると判断されるとき
- (4) 当社と契約者との間における継続的取引を維持するための信頼関係が損なわれる事態が生じたとき
- (5) 本規約の条項に違反し、相当期間を定めた催告にも関わらず是正しないとき
- (6) 第 30 条（反社会的勢力等の排除）の定めに違反したとき

3. 前各項に定めによる利用契約の解約・解除が最低利用期間内である場合、利用料金等の支払いについては、第 5 条（最低利用期間、及び有効期間）第 2 項が適用されるものとします。

### 第 15 条（保守）

当社は、本サービスを円滑に提供するため、本サービスの提供に使用する設備を善良なる管理者の注意をもって維持します。

2. 当社は、本サービスの提供又は利用について障害があることを認識した場合、可能な限り速やかに、契約者にその旨を連絡し、本サービスに使用する設備を修理又は復旧するものとします。

3. 当社は、本サービスにかかる情報セキュリティを確保するために、当社の本サービス提供設備に当社所定の情報セキュリティ防護措置を講じるものとします。なお、この防護措置は本サービスにおけるサイバー攻撃を完全に防止することを何ら保証するものではありません。

#### **第 16 条（責任の制限）**

当社は、本サービスの品質、性能、信頼性等について、如何なる保証（法律上の契約不適合責任を含みます。）も提供しません。また当社は以下各号の場合を含め、いかなる場合も契約者又は利用者の逸失利益、特別な事情から生じた損害（損害発生につき当社が予見し、また予見し得た場合を含みます。）及び第三者から契約者又は利用者に対してなされた損害賠償請求に基づく損害を含め、本サービスの利用に起因して契約者又は利用者へ生じた全ての損害について一切責任を負いません。ただし、当社の責めに帰すべき事由による場合は、当社は、当該損害発生の原因となった個別サービスに関し契約者に直接に生じた現実的損害に限り、かつ当該個別サービスの対価として契約者が支払った代金を上限とする賠償責任を負うものとします。

- (1) 計画メンテナンスの実施
- (2) 地震、台風、洪水、嵐等の自然災害、感染症の発生、戦争、内乱、テロ、暴動等
- (3) 行政機関又は司法機関による業務を停止する旨の命令
- (4) 当社管理設備以外に起因する場合
- (5) 契約者の管理するネットワーク、システム又は機器に起因する場合
- (6) 契約者又は利用者の不正な操作
- (7) 本サービスの利用に必要な機器又は当社提供ソフトウェアを契約者又は利用者が改造、改変を行った場合
- (8) 第三者からの攻撃及び不正行為
- (9) その他、当社の責めに帰すべからざる事由による場合

2. 契約者は本サービスの利用により第三者に対し損害を与え、又は異議を申し立てられた場合、自己の責任でこれを解決し、当社にいかなる責任も負担させないものとします。

#### **第 17 条（機密情報の取扱い）**

契約者及び当社は、本サービスのために相手方より提供を受けた営業上、技術上その他業務上の情報のうち、特に機密である旨を書面で指定した情報（以下、「機密情報」といいます。）で、提供の際に機密情報の範囲を特定し、機密情報である旨を明示した情報（「Confidential」、「機密」、「マル秘」等）を、法令上守秘義務を負う弁護士、公認会計士又は税理士等を除き、第三者に開示又は漏洩等をしてはいけないものとします。ただし、相手方から事前に書面による承諾を受けた場合及び次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではありません。

- (1) 開示を受けたときに既に公知、公用の情報
- (2) 開示を受けた後、機密情報を受領者の責めに帰すべき事由によらず公知、公用となった情報
- (3) 開示を受けたときに既に知得していた情報
- (4) 開示を受けた後、開示に関する正当な権利を有する第三者より機密保持義務を負うことなしに入手した情報
- (5) 開示された情報と無関係に開発、創作した情報
- (6) 本条に従った機密情報である指定がなされず提供された情報

2. 前項の定めにかかわらず、当社は、本サービスによって契約者から収集したデータ（以下、総称して「データ等」といいます。）

については、機密である旨の指定がなされたものとみなし、機密情報として取り扱います。

3. 前各項の定めにかかわらず、契約者及び当社は、法令の定め又は権限ある官公署からの要求により開示すべき機密情報を、当該法令の定めに基づく開示先又は当該官公署に対し開示することができるものとします。この場合、契約者及び当社は、関連法令に反しない限り、機密情報を開示する旨及びその対象となる機密情報の内容について、事前に相手方に通知するものとし、事前に通知を行うことができない場合は開示後速やかにこれを行うものとします。

4. 当社は、機密情報の中に個人情報（「個人情報の保護に関する法律」（以下、「個人情報保護法」といいます。）第2条第1項に定める「個人情報」をいいます。以下同じとします。）が含まれる場合は、本規約第17条の2（個人情報の取扱い）の定めに従い、適切に取り扱います。

5. 契約者及び当社は、機密情報を善良なる管理者としての注意義務をもって厳重に保管、管理の上、本サービスの利用又は提供のために必要な範囲内で機密情報の全部又は一部を使用することができるものとします。

6. 前項に加え、当社は、本規約第26条（本サービスにおけるデータ等の利用）に定める措置を講じたうえで、本サービスのために必要な範囲内で機密情報及びデータ等を利用するものとします。

7. 契約者及び当社は本サービスの利用が解約その他の事由により終了した時、有体物の形態で開示された機密情報及びその複製物を相手方に返還し、また機密情報がデータ等無形物の形態で設備等に保管、保存又は管理等されている場合はこれを消去するものとします。なお、データ等については、本規約25条（データの取扱い）の定めに従うものとします。

8. 本条の規定は、本サービス終了後、3年間有効に存続するものとします。

#### **第17条の2（個人情報の取扱い）**

当社は、契約者より提供を受けた営業上、技術上その他業務上の情報及びデータ等に含まれる個人情報を当社個人情報保護方針に基づき適切に管理し、第三者に開示又は漏洩しないものとするとともに、個人情報保護法その他関連法令を遵守するものとします。

2. 個人情報の取扱いについては、前条（機密情報の取扱い）第5項乃至第7項の規定を準用するものとします。

3. 本条の規定は、本サービス終了後も有効に存続するものとします。

#### **第18条（再委託）**

当社は、本サービスの提供に係る作業の全部又は一部を第三者に委託し又は請け負わせることができるものとします。この場合、当社は当該第三者に対し、第17条（機密情報の取扱い）及び第17条の2（個人情報の取扱い）のほか当社が契約者に対して負うべき本規約所定の義務と同等の義務を負わせるものとし、当該第三者の当該義務の履行につき一切の責任を負うものとします。

#### **第19条（利用環境）**

本サービスは利用者の端末環境を含む通信環境やインターネットの利用形態、ネットワークの混雑状況等により、本サービスに影響がでる場合や利用できない場合があります。

2. 当社は、前項について一切の責任を負わないものとします。

#### **第20条（ID及びパスワードの管理について）**

契約者は、利用者に対し、ID及びパスワードを利用者以外の第三者に使用させないものとします。

2. 当社は、前項の定めにかかわらず、利用者以外の第三者が当該利用者の ID 及びパスワードを使用した場合、利用者によって行われた行為としてみなすものとします。

### **第 21 条（契約者の責務）**

契約者並びに利用者は、本サービスで提供されるソフトウェア等のプログラムの全部又は一部について、本サービス利用期間中はもちろん、利用期間終了後も次の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 第三者への譲渡又は担保権の設定
- (2) 第三者に対する再使用权の設定
- (3) 解析(逆アセンブル)、翻案(逆コンパイル)、その他の逆行分析、変更、切除などの改変
- (4) ソフトウェア等のプログラム及びこれに関して知り得た技術情報の第三者への開示
- (5) ソフトウェア等のプログラムの全部又は一部を構成部分として組込んだプログラムの作成又は第三者への開示、販売、賃貸及び使用許諾

2. 契約者は、利用者に対し、本サービスの利用にあたっては本規約の周知を行うとともに、以下の行為が禁止されており、当該行為をせめよう通知するものとします。

- (1) 当社又は第三者の名誉、信用、プライバシー等の人格的利益を侵害する行為又はその恐れのある行為
- (2) 当社又は第三者の著作権のほか、知的財産権を侵害する行為又はその恐れのある行為
- (3) 他人の情報をを用いてドメイン名の登録を行う行為
- (4) 不正競争防止法に違反する行為又はその恐れのある行為
- (5) 犯罪行為又は犯罪行為をそそのかしたり容易にさせたりする行為、あるいはかかる恐れのある行為
- (6) 虚偽の情報を意図的に提供する行為又はその恐れのある行為
- (7) 公職選挙法に違反する行為又はその恐れのある行為
- (8) 本サービスの提供を妨害する行為又はその恐れのある行為
- (9) 第三者のサービスの利用に支障を与える方法又は態様でサービスを利用する行為、あるいはその恐れのある行為
- (10) 風俗営業等の規制及び適正化に関する法律が規定する映像送信型風俗特殊営業又はそれに類似する行為
- (11) 無限連鎖講の防止に関する法律が規定する無限連鎖講又はそれに類似する行為
- (12) 本項に規定する行為と同等と当社が判断する一切の行為

3. 前各項に違反した場合、当社は契約者に対し損害賠償を請求することができます。

### **第 22 条（本サービスの転売又は転用）**

契約者は、目的の如何を問わず、当社又は当社提携先との特段の定めがある場合を除き、本サービスを自らのサービスと称して、又は自らを当社の販売代理店と称して第三者に提供すること、又は本サービスを再利用すること（使用、再生、複製、複写、転売、転用、再販売などの形態の如何を問わない。）はできません。

2. 前項に違反した場合、当社は契約者に対し損害賠償を請求することができます。

### **第 23 条（本サービス内容の変更）**

当社が必要と判断した場合には、随時本サービスの内容を変更できるものとします。

### **第 24 条（登録 ID 等の削除）**

利用契約が第 14 条（契約の解約・解除）に該当した場合又は契約者若しくは利用者が第 21 条（契約者の責務）の定め反した場合、当社は、契約者及び利用者の利用停止、並びにサービス内のデータを削除する権利を保有します。

2. 前項の権利行使に際し、当社は契約者及び利用者に対する損害賠償等、金銭的負担を負わないものとします。

### **第 25 条（データの取り扱い）**

契約者は、契約者が本サービスに登録、保存したデータのうち、契約者が重要と判断したデータを自らの責任でバックアップとして保存するものとします。

2. 当社は、本サービスの利用が解約その他の事由により終了した場合には、契約者のデータを当社の設備より消去するものとし、利用終了後において契約者が当該契約者のデータを必要とする場合には、契約者自らあらかじめ保存を行っておかなければならないものとします。また、この場合において、当社は、契約者があらかじめデータを保存しておかなかったこと、又は保存ができなかったことによって契約者又は第三者に発生した一切の損害について、原因の如何を問わず、いかなる責任も負わないものとします。

### **第 26 条（本サービスにおけるデータ等の利用）**

当社は、契約者及び利用者から通知を受けた情報及びデータ等について契約者及び利用者を特定できない形に修正、加工の処理を行った上で、本サービスの維持運営、本サービスの販売促進、本サービスの機能改善及び当社サービスの企画開発のために利用することができるものとします。

2. 前項の利用を除き、当社がデータ等を利用することはありません。また当社はデータ等につき適切にアクセス制限を実施するものとします。

### **第 27 条（知的財産権）**

本サービスの提供に関連して当社が契約者及び利用者へ貸与又は提示するソフトウェア等のプログラム、コンテンツ又は物品（本規約、サービス仕様、取扱説明書、本サービスにおいて加工・分析・編集・統合等されたデータ等を含む。）に関する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）及び著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条の権利をいう。）並びにそれに含まれるノウハウ等一切の知的財産権は当社又は当社の指定する者に帰属します。

2. 契約者又は利用者が当社の財産権を侵害した場合、当社は、契約者又は利用者へ損害賠償を請求することができるものとします。

### **第 28 条（無料試用）**

契約者は、別途当社が定める範囲、期間において、本サービスを無料で試用することができます。

2. 試用期間は、別途各個別サービス上で通知した期間とします。試用期間を経過してもなお継続して利用される場合には、契約者は第 4 条（契約の成立）に定める手続きにより当該サービスに関するサービス契約を締結しなければなりません。それ以外のいかなる場合においても、試用期間を経過して試用又は利用することはできません。

### **第 29 条（ハイセイフティ用途の禁止）**

契約者は、本サービスが、一般事務用、パーソナル用、家庭用、通常の産業用等の一般的用途を想定して実施されているものであり、原子力施設における核反応制御、航空機自動飛行制御、航空交通管制、大量輸送システムにおける運行制御、生命維持のための医療用機器、兵器システムにおけるミサイル発射制御など、極めて高度な安全性が要求され、仮に当該安全性が確保されない場合、直接生命・身体に対する重大な危険性を伴う用途（以下、「ハイセイフティ用途」といいます。）に使用されるよう実施されているものではないことを確認します。契約者は、当該ハイセイフティ用途に要する安全性を確保する措置を施すことなく、本サービスをハイセイフティ用途に使用しないものとします。また、契約者がハイセイフティ用途に本サ

ービスを使用したことにより発生する、契約者又は第三者からのいかなる請求又は損害賠償に対しても当社は責任を負わないものとします。

### **第 30 条（反社会的勢力等の排除）**

契約者及び当社は、本サービスの利用契約の締結にあたり、自ら又はその役員及び従業員が、次の各号に記載する者（以下、「反社会的勢力等」といいます。）に該当せず今後も該当しないこと、また、反社会的勢力等との関係を持っておらず今後も持たないことを表明し、保証するものとします。

- (1) 警察庁「組織犯罪対策要綱」記載の「暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等」その他これらに準ずる者
- (2) 資金や便宜を供与したり、不正の利益を図る目的で利用したりするなど、前号に記載する者と人的・資金的・経済的に深い関係にある者

2. 契約者及び当社は、自ら又は第三者を利用して、次の各号に記載する行為を行わないことを相手方に対して確約します。

- (1) 詐術、暴力的行為又は脅迫的言辞を用いる行為
- (2) 違法行為又は不当要求行為
- (3) 業務を妨害する行為
- (4) 名誉や信用等を毀損する行為
- (5) 前各号に準ずる行為

## **第三章 雑則**

### **第 31 条（合意管轄）**

本規約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

### **第 32 条（準拠法）**

本規約の解釈、適用及び履行については、本規約に別の定めのない限り日本法を適用するものとします。

### **第 33 条（協議）**

本規約に定めのない事項又は本規約又は利用契約の履行につき疑義を生じた場合には、双方誠意をもって協議し円満解決を図るものとします。

附則（2019年9月1日）

本規約は2019年9月1日から実施します。

附則（2019年10月1日）

本規約は2019年10月1日から実施します。

附則（2019年10月8日）

本規約は2019年10月8日から実施します。

附則（2019年12月9日）

本規約は2019年12月9日から実施します。

附則（2019年12月19日）

本規約は2019年12月19日から実施します。

附則（2020年4月1日）

本規約は2020年4月1日から実施します。

附則（2021年4月12日）

本規約は2021年5月1日から実施します。

附則（2021年7月30日）

本規約は2021年8月1日から実施します。

附則（2022年5月16日）

本規約は2022年5月30日から実施します。

附則（2022年9月14日）

本規約は2022年9月14日から実施します。

附則（2023年6月19日）

本規約は2023年6月19日から実施します。

附則（2024年8月22日）

本規約は2024年8月22日から実施します。

## <Work Mate に関する特則>

### 1. 利用目的

本サービスは、病気の診断、治療、治癒、予防を目的とした医療用機器乃至サービスではありません。

### 2. サービス提供条件

(1) 本サービスを利用するには、本サービスの他に以下のものが必要になります。

① 本サービスに付帯して当社がレンタルするスマートウォッチを利用する場合

- 本サービスに付帯して当社がレンタルするスマートウォッチ
- 当社が販売又はレンタルするゲートウェイ機器等（以下、総称して「利用機器」といいます。）
- スマートウォッチに当社がインストールして提供するソフトウェア（以下、「提供ソフトウェア」といいます。）

② 契約者が保有する Apple Watch SE を利用する場合

- 契約者が保有する Apple Watch SE（watchOS 7 以降）及び iPhone（iOS 14.0 以降）
- 契約者が保有する Apple Watch SE にインストールする提供ソフトウェア

(2) 本サービスに付帯して当社がレンタルするスマートウォッチの取り扱いは、<機器レンタルオプションに関する特則>を準用します。

### 3. 利用機器のレンタル

(1) 本サービスをレンタルプランで申し込む場合、本規約第 5 条（最低利用期間、及び契約期間）は適用せず、本サービスの利用期間は、機器レンタルオプションのレンタル契約期間と同一とします。この場合の取り扱いは、<機器レンタルオプションに関する特則>に従います。

(2) レンタルプラン期間満了の 1 ヶ月前までに、契約者からの書面による終了の意思表示がなされない場合、本サービスは同一条件で更新されるものとし、以降も同様とします。ただし、当社がレンタル物件を延長前と同じ条件で提供できない等のやむを得ない事由がある場合には、当社はレンタル契約の条件を変更することができるものとします。

### 4. 非保証

(1) 本サービスにより収集され提示されるデータ等の情報は、医療機器又は科学計算機器のデータと一致することを保証するものではありません。また当社は、当該情報の正確性、可用性について一切の責任を負いません。

(2) 当社は、本サービスの契約者及び利用者の健康上の問題について一切の責任を負いません。

### 5. 個人情報の管理

契約者は、本サービスの利用にあたり、利用者のスマートウォッチで計測したデータ（脈拍、身体負荷、歩数、カロリー等）が当社の設備に記録され、本規約第 26 条（本サービスにおけるデータ等の利用）に従って取り扱われることについて、利用者本人の承諾を得なければならないものとします。

Apple、Apple Watch、iPhone は、米国及び他の国々で登録された Apple Inc.の商標です。

iPhone 商標は、アイホン株式会社のライセンスに基づき使用されています。

## <D-COLLECT データ分析クラウドに関する特則>

### 1. サービス提供条件

本サービスを利用するには、本サービスの他に当社が販売若しくはレンタル又は当社が指定し契約者が別途用意するセンサー機器等（以下、「センサー機器等」といいます。）が必要になります

### 2. 生成レポート

本サービスでは、契約者の保有する製造設備（以下、「製造設備」といいます。）から取得、蓄積したデータを分析し、当社が別に定める不良要因分析レポートを生成し、提供します。

### 3. 制約事項

- (1) 本サービスで提供する不良要因分析は、本サービスにより収集されたデータから不良要因と思われるものを推定するものであって、結果を保証するものではありません。
- (2) 製造設備へのセンサー機器等の取り付けにより製造設備やその稼働に悪影響が発生した場合であっても、当社の故意又は重過失による場合を除き、当社はいかなる保証も提供しません。

### 4. トライアル利用

トライアル利用（以下「本サービス」といいます）の場合、契約者は当社所定の申込書により本サービスを申し込むものとします。本サービスにおいては、次の条項が本規約の定めにより優先して適用されるものとします。

#### ① 目的

契約者は、本サービスが、D-COLLECT データ分析の一般市販開始前に、当社がフィードバックを得て D-COLLECT データ分析の改善・改良を図ることを目的とするものであることを理解した上で申し込むものとします。

#### ② 利用期間

本規約第 5 条（最低利用期間及び契約期間）は、次の通り置き換えます。

本サービスの利用期間は利用開始日から 3 ヶ月間とします。

2. 前項の利用期間を経過した日において、本トライアルは終了します。

#### ③ 契約解除

本規約第 14 条（契約の解約・解除）第 1 項は、適用しません。

#### ④ 禁止事項

本規約第 21 条（契約者の責務）第 2 項第(1)号は、次の通り置き換えます。

当社又は第三者の名誉、信用、プライバシー等の人格的利益を侵害する行為又はその恐れのある行為（本サービスにおける D-COLLECT データ分析の性能乃至機能に対する低評価を当社の事前同意なく公表する行為を含む）

#### ⑤ フィードバック

- 1) 契約者は、本サービスの期間中及び終了後 1 ヶ月以内に、本サービスに関する意見、提案、その他のフィードバック（以下、「フィードバック」といいます。）を当社に報告するものとします。
- 2) 契約者は、当社に対し、方法や目的を問わず、フィードバックをあらゆる用途で使用する無償かつ期間無制限の権利を付与するものとします。また契約者はフィードバックにつき著作権者人格権を行使しないものとします。

## <D-Driveに関する特則>

### 1. 利用目的

本サービスは、利用者の飲酒状態の有無を判断するための材料の一つを提供するものであり、利用者による自動車運転の可否を判断するものではありません。

### 2. サービス提供条件

(1) 本サービスを利用するには、本サービスの他に以下のものが必要になります。

① 本サービスに付帯して当社がレンタルするスマートフォンを利用する場合

- ・当社が指定する又は当社と連携するクラウドサービスに付帯するアルコール検知器
- ・スマートフォンにインストールして提供するソフトウェア（以下、「提供ソフトウェア」といいます。）

② 契約者又は利用者が保有するスマートフォンを利用する場合

- ・当社が指定する又は当社と連携するクラウドサービスに付帯するアルコール検知器
- ・契約者又は利用者が保有する iPhone（iOS 15.3 以降）又はスマートフォン（Android 10 以降）
- ・契約者又は利用者が保有する iPhone 又はスマートフォン（Android）にインストールする提供ソフトウェア

(2) 本サービスに付帯して当社がレンタルするアルコール検知器の取り扱いは、<機器レンタルオプションに関する特則>を準用します。

### 3. 利用機器のレンタル

(1) 本サービスをレンタルプランで申し込む場合、本規約第 5 条（最低利用期間、及び契約期間）は適用せず、本サービスの利用期間は、機器レンタルオプションのレンタル契約期間と同一とします。この場合のレンタル機器の取り扱い条件は、<機器レンタルオプションに関する特則>に従います。

(2) レンタルプラン期間満了の 1 ヶ月前までに、契約者からの書面による終了の意思表示がなされない場合、本サービスは同一条件で更新されるものとし、以降も同様とします。ただし、当社がレンタル物件を延長前と同じ条件で提供できない等のやむを得ない事由がある場合には、当社はレンタル契約の条件を変更することができるものとします。

### 4. 非保証

(1) 本サービスにより収集され提示されるデータ等の情報は、医療機器又は科学計算機器のデータと一致することを保証するものではありません。また当社は、本サービスにより提供する情報について、その正確性、適時性、完全性、可用性を含め、一切の責任を負いません。

(2) 利用者が行う自動車の運転は、契約者又は利用者自らの責任において道路交通法等の関連法令を遵守して行うものであり、当社は、利用者の運転により生じた結果について一切の責任を負いません。

### 5. 個人情報の管理

契約者は、本サービスの利用にあたり、利用者のスマートフォン及びアルコール検知器で計測したデータ（画像、位置情報、アルコール濃度等）が取得されること、これらの情報が当社の設備に記録されることについて、利用者本人の承諾を得なければならないものとします。当社は、当該データのうち個人情報については本規約第 17 条の 2（個人情報の取り扱い）に従って取り扱います。また個人関連情報について当社は第三者に提供致しません。

Apple、Apple Watch、iPhone は、米国及び他の国々で登録された Apple Inc.の商標です。

iPhone 商標は、アイホン株式会社のライセンスに基づき使用されています。

Android は Google LLC の商標です。

## <機器レンタルオプションに関する特則>

### 1. 適用

本特則は、当社と個別サービスの契約者との間で、個別サービスに付帯して機器レンタルオプション（以下、「本オプション」といいます。）として当社所有の機器等（以下、「レンタル物件」といいます。）を賃貸借契約（以下、「レンタル契約」といいます。）するときに適用されます。

### 2. オプションの申し込み

- (1) 申込者は、本オプションの提供を希望する場合、本規約に同意の上、当社所定の利用申込書に本オプションの利用を希望する旨を明記して申し込むものとし、当社がこれに対し承諾の通知を行ったときにレンタル契約が成立するものとします。
- (2) 当社は、本規約第4条（契約の成立）第2項にあげる事項に該当する場合、前項に関わらず申込者の申し込みを承諾しないことができるものとします。

### 3. 物件の引渡し及び検査

- (1) 当社は契約者に対し、本オプションで提供される機器を契約者の指定する日本国内の設置場所において引渡します。
- (2) レンタル物件の引渡しに係る運送の手配は当社が行い、運送費等その他の費用は本オプション費用に含むものとします。
- (3) 契約者は、引渡しを受けた後5営業日以内（以下、「検収期間」といいます。）にレンタル物件の種類、数量及び不具合（以下総称して、「納入不適合」といいます。）のないことを確認のうえ、当社所定の書面（以下、「物件受領書」といいます。）を当社に交付することにより、その日をもってレンタル物件の引渡しが完了します。なお、契約者が検収期間内に物品受領書を交付しないときは、検収期間最終日に物件受領書を交付したものとみなし、レンタル物件の引渡しが完了したものとします。
- (4) 前項の確認の結果、納入不適合があったときは、契約者は当社に対し、検収期間内に書面による通知を行うものとし、当社は、速やかに納入不適合を解決するものとします。
- (5) 契約者の都合による配送場所の変更、天災地変、輸送機関の事故若しくは交通規制等、当社の責めに帰すことのできない事由によりレンタル物件の配送遅滞が発生したときは、当社は配送遅滞の責任を負わないものとします。

### 4. 契約者の責務

- (1) 契約者は、レンタル物件を善良な管理者の注意をもって使用、保管するものとします。
- (2) 契約者は、レンタル物件を使用するために必要な備品・消耗品、収納場所、電源、通信回線・機器等を自己の費用と責任で用意するものとします。また、レンタル物件の納品、取扱いに係る管理者を選任し、あらかじめ当社に当社所定の方法で通知するものとします。
- (3) 契約者は、前項の管理者、レンタル物件の使用場所、住所移転、商号変更、連絡先の変更、その他合併若しくは会社分割等、当社に申告した主要な情報に変更があるときは、事前に当社に書面で通知するものとします。
- (4) 契約者は、レンタル物件に関連して、生命、身体又は財産（契約品自体を含む）に危害が発生したことを知った場合又は危害が発生するおそれがあることを知った場合、直ちに当社に通知するとともに、当社又は当社の指定す

る者が契約品に関連する危害の発生及び拡大を防止するために何らかの措置を講じる場合には、当社又は当社の指定する者の要請に従い、レンタル物件に関する情報の提供その他当該措置に必要な協力を行うものとします。

## 5. 禁止事項

契約者は、レンタル物件について次の行為を行ってはならないものとします。

- ① レンタル物件を第三者に譲渡し、転貸し、廃棄し、又は改造若しくは修理すること。
- ② レンタル物件に添付された当社の所有権を明示する標識、調整済みの標識等を除去し、又は汚損すること。
- ③ レンタル物件について質権及び譲渡担保権、その他当社の所有権の行使を制限する一切の権利を設定すること。
- ④ レンタル物件を解析乃至リバース・エンジニアリングすること。

## 6. 物件の滅失、毀損の対応

- (1) 契約者は、レンタル期間中にレンタル物件が滅失（紛失、盗難、修理不能、所有権の侵害等を含む、以下同じ）、毀損（故障、汚損、所有権の制限等を含む、以下同じ）した場合、契約者は速やかに当社指定の連絡窓口へ連絡するものとします。なお、レンタル物件が正常に作動しない場合、当社は、次項に従い当該レンタル物件（以下、「故障機」といいます。）の修理又は代替機との交換を実施します。
- (2) 当社は、前項に定める対応により契約者がレンタル物件を使用できない期間があっても、本オプション費用及び本オプションが付帯される個別サービス料金の返金又は減額等の対応をしないものとします。
- (3) 契約者の責に帰すべき事由によりレンタル物件が滅失又は毀損した場合は、当社は何ら催告を要せず通知のみによりレンタル契約を解除できるものとします。この場合、契約者は当社に対して、レンタル契約期間の末日までの本オプション費用のほか、代替物件の調達費用又はレンタル物件の修理費用相当額を損害賠償として支払うものとします。

## 7. 修理、交換時の費用負担

- (1) 当社は、契約者によるレンタル物件の適正な使用状態において生じた自然故障に対し、故障機の修理又は代替機との交換を無償で行います。なお、故障機の交換又は修理対応に係る運送の手配は当社が行い、運送費等その他の費用は本オプション費用に含むものとします。
- (2) 契約者は、レンタル物件の滅失又は毀損の発生事由が次の各号に起因する場合、故障機の修理費用又は代替機の調達費用、運送費用の負担を要するものとし、当社の請求に基づき支払うものとします。
  - ① 契約者、利用者又は第三者の故意又は過失によって生じた滅失、毀損の場合
  - ② メーカーの定める「取扱説明書」に記載のない、不適切な利用、修理・改造・塗装等の形跡があると当社及びメーカーが認めた場合
  - ③ 当社が指定するソフトウェアバージョンアップ等の作業を実施しなかったことに起因する故障等の場合
  - ④ 日本国外でのご利用によって生じた故障の場合
  - ⑤ 契約者が、交換修理に関する情報及び物品を、当社の求めに対して提供しない場合
  - ⑥ 契約者の行った故障原因等の報告が虚偽であることが明らかとなった場合
  - ⑦ 契約者が債務の支払いを怠った場合
  - ⑧ 公共の機関による差押え、没収等によって生じた故障等の場合

- ⑨ その他前各号に定める事項以外に、メーカーが定める取扱い説明書その他の文書で定められた推奨環境乃至使用方法以外での使用に起因した故障等の場合。

## 8. オプションの解約

- (1) 契約者が本オプションを解約する場合は、当社所定の方法で解約申込みを行うものとします。なお、本オプションを付帯する個別サービスを併せて解約する場合には、本規約第 14 条（契約の解約・解除）第 1 項に定める方法により、解約申込みを行うものとします。
- (2) 前項の通知があった場合、当社は当該申込みを受領した日の翌月末に解約処理を実施し、当該実施日をもってレンタル契約を終了します。なお、レンタル契約期間の途中で解約した場合であっても、契約者は契約期間の末日までの本オプション費用の支払いを要するものとします。
- (3) レンタル契約期間内に本オプションが付帯される個別サービスが終了した場合、付帯するレンタル契約も同時に終了するものとします。なお、レンタル契約期間の途中で本オプションが付帯される個別サービスが終了した場合であっても、契約者はレンタル契約期間の末日までの本オプション費用の支払いを要するものとします。
- (4) レンタル契約の終了時点で存在する契約者の一切の債務については、レンタル契約終了後においても、その債務が履行されるまで消滅しないものとします。

## 9. 契約違反等による解除

当社は、契約者が本規約第 14 条（契約の解約・解除）第 2 項の各号に該当する場合、何らの催告なく本オプションのレンタル契約及び本オプションが付帯される個別サービスの利用契約を解除することができるものとします。この場合、契約者は本特則第 10 条（物件の返却）の定めに従い、当社に対して直ちにレンタル物件を返却し、未払いレンタル料金、契約期間の末日までの本オプション費用、その他一切の金銭債務全額を支払うものとします。

## 10. 物件の返却

- (1) 契約者は、本オプション又は本オプションを付帯する個別サービスが期間満了、解除、解約等により終了した場合、又は本特則第 5 条（禁止事項）に基づき代替機の提供を行った場合、当社が別途定める方法で、速やかに対象となるレンタル物件を当社に返却するものとします。なお、契約者は、次に定めるいずれかの事項に該当する場合、当社に対し、違約金として、代替物件の調達費用又はレンタル物件の修理費用相当額の倍額を払うものとします。
  - ① 本オプションの終了日又は本オプションを付帯する個別サービス終了日を起算日とし、8 週間以内にレンタル物件が返却されない場合
  - ② 代替機の提供を行った場合、契約者の故障申告日を起算日として 8 週間以内に当該故障機器が返却されない場合
- (2) 当社に返却されたレンタルに毀損・汚損又は付属品の不足がある場合、当社は契約者に対し、故障修理費又は代替品購入代金相当金額を請求できるものとします。
- (3) レンタル物件の返却に係る運送の手配は契約者が手配を行うものとし、運送費等その他の費用は契約者が負担するものとします。

## 11. 権利の帰属

- (1) レンタル物件本体に関する所有権は、当社に帰属します。
- (2) レンタル物件本体及びレンタル物件に搭載されるソフトウェアに関する知的財産権は、当該機器の製造者又はライセンス等の権利者に帰属し、本サービス及び本オプションの利用により、契約者に譲渡又は移転等されるものではありません。契約者及び利用者は、本サービス及び本オプションの利用において、当該権利者の権利を侵害又は権利者に損害を与える可能性のある行為を一切行ってはならないものとします。

別紙 1 (クラウドサービス 提供サービス)

**提供サービス**

提供サービス	概要
Work Mate	働く人の安全衛生をサポートするクラウドサービス
D-COLLECT データ分析クラウド	工場設備の生産性向上をサポートするクラウド型不良要因分析サービス
D-Drive	安全運転支援サービス

**オプションサービス**

オプションサービス	概要
機器レンタルオプション	個別サービスに付帯して提供する機器レンタルオプション

## 別紙 2 (本サービスの提供条件)

### 1. 本サービスの運用

#### (1) 本サービスの提供時間

- ・24H×7D

#### (2) 保守による本サービスの停止

- ・臨時保守

→2 週間前までに、契約者に対し、E-mail にて連絡する。

- ・緊急保守

(本サービス継続に関わる事象・セキュリティ対策等必要最小限なものに限定する)

→本サービスに影響がある場合、契約者に対して E-mail にて事前連絡する

### 2. サポート体制

#### (1) 問い合わせ窓口 (ヘルプデスク)

利用者より質問を受け付ける。

- ・提供時間：平日 9 時 30 分 - 18 時 (年末年始及び当社所定の休日を除く)
- ・受付方法：電話及びメール
- ・受付言語：日本語
- ・回答可能内容：本サービスに関する問合せ

# 「UBITEQ クラウドサービス利用規約」改定履歴

2024年10月1日 現在

日付	改定内容
2019年9月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>初版発行</li> </ul>
2019年10月1日改定	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1条（規約の適用）における個別サービスの定義追加とそれに伴う第3条（用語の定義）、第4条（契約の成立）の修正。</li> <li>第6条（支払方法）における手続きを明確にする記載を追加。</li> <li>第14条（契約の解約・解除）3項の追加。</li> <li>第15条（保守）3項の追加。</li> <li>第16条（責任制限）における当社の責任制限事項の具体例を追加。</li> <li>第26条<sup>1</sup>（データの取り扱い）、第27条<sup>2</sup>（本サービスにおけるデータ等の利用）、第29条<sup>3</sup>（ハイセイフティ用途の禁止）、第30条<sup>4</sup>（反社会的勢力等の排除）の追加。</li> <li>&lt;Work Mateに関する特則&gt;「2. サービス提供条件」、「4. 個人情報の管理」を追加。</li> <li>&lt;Work Mateに関する特則&gt;「5. トライアル利用」における正式サービス化に伴う記載変更。</li> <li>&lt;ROOM CONCIERに関する特則&gt;&lt;D-COLLECT データ分析クラウドに関する特則&gt;の追加。</li> </ul>
2019年10月8日改定	<ul style="list-style-type: none"> <li>第17条（免責）1項を削除し、2項を第16条（責任の制限）2項として結合。</li> <li>上記に伴い、以降の条番号を繰り上げ。</li> </ul>
2019年12月9日改定	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;Work Mateに関する特則&gt;「3. 利用期間」を追加。</li> </ul>
2019年12月19日改定	<ul style="list-style-type: none"> <li>第3条（用語の定義）1項（2）号の削除。</li> <li>第21条（契約者の責務）3項の追加。</li> <li>&lt;ROOM CONCIERに関する特則&gt;「2. 制約事項」の追加。</li> <li>&lt;D-COLLECT データ分析クラウドに関する特則&gt;「3. 制約事項」（2）号の追加。</li> <li>&lt;機器レンタルオプションに関する特則&gt;の追加。</li> <li>上記に伴う別紙1の修正。</li> </ul>
2020年4月1日改定	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;Work Mateに関する特則&gt;「6. トライアル利用」においては、「機器レンタルオプションに関する特則」が適用されることを追加。</li> <li>&lt;ROOM CONCIERに関する特則&gt;「1. サービス提供条件」内に対応グループウェアとしてサイボウズ® Office 及びサイボウズ®Garoon®を追加。</li> </ul>
2021年5月1日改定	<ul style="list-style-type: none"> <li>第16条（責任の制限）における賠償額の上限対象を「本サービス」から「個別サービス」に特定。また、同条第2項において、損害が発生した場合に加え、第三者から異議を申し立てられた場合を追加。</li> <li>第28条（無料試用）の追加。また、&lt;Work Mateに関する特則&gt;における「6. トライアル利用」は、本条に併合により、削除。</li> <li>上記に伴い、以降の条番号を繰り下げ。</li> <li>Work Mateにおけるスマートウォッチのサブスクリプション化に伴う、&lt;Work Mateに関する特則&gt;の変更。</li> <li>Microsoft 社の「Office365®」名称変更に伴い、&lt;ROOM CONCIERに関する特則&gt;における表記を「Microsoft 365®」に変更。</li> </ul>
2021年8月1日改定	<ul style="list-style-type: none"> <li>Work MateのApple Watch SE対応に伴う、第16条（責任の制限）1項（5）号における追加、及び&lt;Work Mateに関する特則&gt;「2. サービス提供条件」にApple Watch SE利用時の条件を追加。</li> </ul>
2022年5月30日改定	<ul style="list-style-type: none"> <li>第16条（責任の制限）内の記載「法律上の瑕疵担保責任」を「法律上の契約不適合責任」に変更。</li> <li>第18条（再委託）に再委託先に対する義務設定を追加。</li> <li>第26条（本サービスにおけるデータ等の利用）2項の追加。</li> <li>&lt;Work Mateに関する特則&gt;「5. 個人情報の管理」における利用者本人に承諾を得なければならない事項の変更。</li> <li>&lt;Work Mateに関する特則&gt;「1. 利用目的」の第2文目を「4. 非保証」に移動。</li> <li>&lt;D-Driveに関する特則&gt;を追加。</li> <li>「別紙1（クラウドサービス 提供サービス）」の提供サービスにD-Driveを追加。</li> </ul>
2022年9月14日改定	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;D-Driveに関する特則&gt;「2. サービス提供条件」におけるサービス利用環境としてAndroidスマートフォンに関する記載を追加。</li> </ul>
2023年6月19日改定	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;D-Driveに関する特則&gt;「2. サービス提供条件」における対応するアルコール検知器型番として「SC-502」を追加。</li> </ul>

<sup>1</sup> 2019年10月8日改訂版以降、第25条となります。

<sup>2</sup> 2019年10月8日改訂版以降、第26条となります。

<sup>3</sup> 2019年10月8日改訂版以降、第28条となります。2021年5月1日改定版以降、第29条となります。

<sup>4</sup> 2019年10月8日改訂版以降、第29条となります。2021年5月1日改定版以降、第30条となります。

2023年7月18日改定	<ul style="list-style-type: none"> <li>ROOM CONCIER のサービス終了に伴い、&lt;ROOM CONCIER に関する特則&gt; 及び別紙 1（クラウドサービス 提供サービス）から ROOM CONCIER を削除。</li> </ul>
2024年10月1日改定	<ul style="list-style-type: none"> <li>第 8 条（利用料金の払戻）に当社の責めに帰すべき場合における規定を追加。</li> <li>「第 10 条（契約者の地位の譲渡禁止）」を「第 10 条（権利義務の譲渡禁止）」に変更。これに伴い、片務型（片方向）から双務型（双方向）の規定に修正。</li> <li>第 17 条（機密保持と個人情報の保持）を削除し、第 17 条（機密情報の取扱い）と第 17 条の 2（個人情報の取扱い）を追加。これに伴い、第 26 条（本サービスにおけるデータ等の利用）における「データ等」の定義規定を削除。</li> <li>上記に伴い、第 18 条（再委託）に第 17 条（機密情報の取扱い）並びに第 17 条の 2（個人情報の取扱い）の引用及び再委託先第三者に対する当社の責任に関する規定を追加。</li> <li>&lt;D-Drive に関する特則&gt; 「2.サービス提供条件」におけるアルコール検知器に関する記載を変更。</li> <li>本利用規約全体に対する文言等の微調整。</li> </ul>

以上